

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 平成25年度第2回事業部会	
日 時	平成25年12月17日(火) 午後6時30分～8時30分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 502会議室	
出席者氏名	委 員	高橋洋部会長、井上仁委員、大須賀美奈子委員、岡崎理香委員、栗本正男委員、高橋哲男委員、立石晴美委員、チャーリー磯崎委員、山口茂委員(部会長以下五十音順)
	説 明 者	
	事 務 局	小澤篤子課長、新堀信晃課長、秋元政人主査、渡邊聡主査、佐藤千恵子主査、永井太主査、小峰明美主任、今川理江主任、岸貴子主任、小澤研主任、佐野孝平主事、村野晋太郎主事、他
欠席者氏名		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 質疑 2 市立学童保育所の区域について 3 ニーズ調査結果について 4 小学校6年生までの受け入れについて 5 入所基準について 6 その他 	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	3名	
配付資料名	第2回 八王子市子ども・子育て支援審議会 事業部会 議事資料	
会議の内容	別紙のとおり	
会議録署名人	平成25年2月18日 高橋 洋	

開会

【新堀児童青少年課長】本日はお忙しい中、子ども・子育て支援審議会第 2 回事業部会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、子ども家庭部児童青少年課長の新堀と申します。よろしく願いいたします。出席委員は過半数を超えているので本日の部会は成立、傍聴者は 3 名です。

【小澤子どものしあわせ課長】審議に先立ってご報告します。前任の委員にご都合があり、本日から八王子市民活動協議会の岡崎里香さんに委員としてご出席をお願いすることになりました。岡崎委員、自己紹介をお願いします。

【岡崎委員】八王子市民活動協議会の理事をしています、岡崎里香と申します。西村委員の後任として今回から参加します。八王子市民活動協議会は、中間支援団体として 200 名を超す個人と市民活動団体を会員に持ち、様々な市民活動の支援をしている団体です。八王子市が設置している市民活動支援センターの指定管理者にもなっています。市民活動に関して様々な支援をする過程で、様々な声を聞く機会が多いので、その声をこの会議に反映したいと思っています。よろしく願いします。

(1) 質疑

【高橋（洋）部会長】第 2 回目の事業部会を次第に沿って進行します。委員の皆様には事前に資料を送付していますので、これについて質疑をお受けします。

【栗本委員】過去 5 年間の入所状況の中で入所率が 100%でない施設があるが、それでも待機児童が発生するというのはどういうことですか。

【事務局】インデックス 1 の部分、こちらが平成 25 年 4 月 1 日の入所状況です。例えば寺町学童に関してご説明すると、定員 120 名に対し在籍児童は 119 名、実待機数は 5 名とあります。申請を頂いた段階では定員を満たしていたのですが、4 月 1 日の入所決定直前に入所決定を辞退した方がおり、その場合、待機者名簿の最上位にいる方を 4 月 15 日に入所決定しますので、その間 1 名の誤差が出たということです。

【栗本委員】4 月 15 日になると入所率が 100%になるということですか。

【事務局】はい。

(2) 議事① 市立保育所の区域について

【高橋（洋） 部会長】 議事に移ります。市立学童保育所の区域について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 別添議事資料の(2) 議事①をご覧ください。前回の事業部会の際にご意見をいただいた区域について提案を申し上げます。

前回ご説明した通り、八王子市は平成 12 年度に一小学校区一学童保育所の設置と、公設民営方式による一元化を政策目標に掲げ、学童保育所を運営してまいりました。

平成 18 年度に一小学校区一学童保育所の設置を完了し、子ども育成計画後期計画 22～26 年度における目標事業量の設定で掲げた、全ての学童保育所の公設民営化の数値目標を定め、平成 25 年の 4 月に達成したところです。

今後もこれまでの基本計画を継承し、市立学童保育所の拡充を図る上で、学童保育所の区域については、小学校単位として定めたいと考えています。この件について、ご確認いただければと思います。

【高橋（洋） 部会長】 一小学校区に一学童保育所と提案がありましたが、いかがでしょうか。意見等ないようなので、市立学童保育所の区域については、提案通りとします。

(2) 議事② ニーズ調査結果について

【高橋（洋） 部会長】 ニーズ調査の結果について事務局よりお願いします。

【事務局】 別添議事資料の(2) ②ニーズ調査結果について報告いたします。別紙 1 の 1 ページをご覧ください。

9 月 1 日現在 5,140 名の学童保育所の在籍児を対象に、9 月 10 日に指定管理者経由でアンケートを行いました。アンケート票については、前回の事業部会でお示した通りです。

回答数は 3,428 件、回答率は 66.7%でした。学年の内訳は、1 年生が 41%、2 年生が 33%、3 年生が 26%です。性別は男子が 53%、女子が 47%です。障害の有無については、無が 96%、有が 4%でした。障害有の内訳ですが、手帳の交付済みが 44%、手帳なしが 56%となっています。指導員の加配につきましては、障害がある方のうち、有が 47%、無が 53%でした。

学童保育所の利用状況ですが、一週間の利用日数で最も多かったのが、週 5 日の利用で 2,059 件、全体の 60%です。次いで週 4 日が 695 件で 20%、週 3 日以下が 11%、6 日が 8%でした。

次に家族の形態ですが、両親存在が 2,857 名の 84%、ひとり親は 547 名の 16%でした。なお、両親不存在は 5 名となっています。

ひとり親の場合の入所要件の内訳ですが、フルタイムの就労が 60%、パートタイムの就労が 36%、就労以外の要件が 4%でした。

次に、両親がいる場合の、父親の入所要件の内訳ですが、フルタイムの就労が 98%、パートタイムの就労が 1%、それ以外が 1%であるのに対し、母親はフルタイムの就労が 48%、パートタイムの就労が 49%、就労以外が 3%でした。いずれも就労要件が相当な割合にのぼることが分かりました。

次に、4 年生以降、学童保育所の利用を希望するか、という問いですが、「希望する」が 58%、「希望しない」が 18%、「わからない」が 24%という結果になりました。3 年生全体の児童数から見たときの、年度末の 3 年生の学童保育所在籍割合は 28.7%であり、その内の 58%の親が、4 年生以降も学童保育を希望している実態となっています。学童保育を利用していない児童も合わせて、3 年生全体の内 16.6%の比率で、親が 4 年生以降も学童保育所の利用を希望しているという結果となりました。

また、学童保育所の利用を希望する場合、何年生まで学童保育所を希望するか、という問いには、6 年生まで学童保育所に預けたいという割合が 64%、5 年生までは 10%、4 年生までが 26%でした。また、現在小学校 70 校中 49 校で実施しており、内 30 校が週 2 回程度の実施にとどまっている、放課後子ども教室を全校で毎日実施したと仮定した場合、学童保育所の利用を希望するか、という問いに対しては、「希望する」が 68%、「希望しない」が 10%、「わからない」が 22%となりました。

次に、4 年生以降に学童保育所の利用を希望しない場合、その理由は、「留守番可能」が 69%、「放課後子ども教室の利用」が 17%、「習い事」が 9%、「その他」が 5%となっています。

また、放課後子ども教室を毎日実施した場合、放課後子ども教室を希望するか、という問いに対しては、「希望する」が 65%、「利用しない」が 12%、「わからない」が 23%となりました。以上で報告を終わります。

【高橋（洋） 部会長】 質問等ありますか。

【井上委員】 八王子市の放課後子ども教室の実施方法について教えてください。

【事務局】 各放課後子ども教室で推進委員会を組織し、見守りの役割を担う安全管理員を配置して実施しています。参加については登録制です。

【岡崎委員】費用負担はいかがですか。

【事務局】保険料として年間 500 円、そのほか行事によって実費負担もあります。

【井上委員】全校に広がっていない理由は何ですか。

【高橋（洋）部会長】本校では 1 日はクラブ活動で校庭を使いますので、週 4 日、放課後子ども教室を実施しています。全校に広がらない理由としては、地域性にもよりますが、見守る方が集まらない現状があるのかと思います。本校の場合はシルバーの方が多くいて協力的なのですが、地域によってはそういった方が集まらず、限られた日数しか実施できないのだと思います。

【井上委員】学童保育所の入所率と放課後子ども教室の有無で相関関係はありますか。

【事務局】過去、東浅川学童保育所とからまつ学童保育所において、大量に待機児が発生したことがありましたが、そこで放課後子ども教室を週 5 日実施したところ、待機児がなくなったことがありました。放課後の子どもの居場所は学童保育所だけでなく、その様な安全な居場所づくりが合わせて必要だということなのだと思います。

【井上委員】教育委員会としては、放課後子ども教室の全校実施を目指しているのですか。

【高橋（洋）部会長】はい。しかし、なかなかうまく進められていない現状があります。個々の事情によりますが、見守る方がいないということや、大きな怪我があった場合の懸念、施設の敷地的な制限も要因としてあると思います。

【井上委員】放課後子ども教室のガイドラインや実施基準があれば、次回ください。

【事務局】はい。

【山口委員】4、5、6 年生は 6 時間授業が主ですので、3 時半頃が下校時間になります。放課後子ども教室は、冬は 4 時で終わってしまうので行く時間がありません。5 時以降に仕事が終わる親が学童保育所を利用しているとすると、空白の 1 時間をどこで過ごすかという問題があります。また雨の場合、体育館か教室が使えれば実施できますが、そうでないと中止の場合もあります。子どもの居場所の確保についてはこの様な課題もあり、ここを解決しなければならないと思います。

【井上委員】市内一律で 4 時までなのですか。

【山口委員】夕焼けチャイムに合わせているので、夏は 5 時、冬は 4 時までです。

【栗本委員】学童保育所の利用を希望しない人の中で、放課後子ども教室を希望する方が 65% という調査結果ですが、そういった方々は、夏 5 時、冬 4 時という終了時間は理解しているのですか。

【事務局】放課後子ども教室が夕焼けチャイムまで、ということは浸透していると思います。

【立石委員】放課後子ども教室はPTAが推進員になったりもします。安全管理員は3人くらいしかおらず、年配の方が多いです。勉強ができる部屋を使えることもあるのですが、毎回使えるわけではありませんし、今の時期は4時までの実施なので、あまり活用できません。また、一度帰宅して校庭に戻って遊んでいいかという、それはできません。学童保育所の子どもと、放課後子ども教室の子どもの区分けがはっきりしないことが問題になったこともあります。安全面で心配という親の声もあります。学校での活動ということで子どもにとって制約も多く、放課後子ども教室に参加する人は減りました。

【高橋（洋）部会長】本校は、サタデースクールというPTAやシルバーの方々からなる団体が運営母体です。学校も運営に関わり、子どもたち全員参加を呼び掛け、保険料を頂いて99%の児童が参加しています。しかし、利用できる場所については、各学校によってまちまちだということをご理解いただきたいと思います。教育委員会としては本事業を進める方向で動いてはいますが、運営主体をどうするかは難しい問題だと思います。

【立石委員】保護者の中には2日だけの実施ならお手伝いを回せるのに、という方もいます。

【磯崎委員】安全管理員はシルバーの方だったりするということですが、大学生を登録制にして実施するということではできないのですか。

【高橋（洋）部会長】本校については学生が来てくれるか分からないですし、1学校で呼び掛けるのは難しいかと思います。

【磯崎委員】市全体で窓口を作って呼び掛けることはできるのではないのでしょうか。

【高橋（洋）部会長】インターンシップということで、小学校の教員を目指す学生に、半年から1年間、小学校に入って特別支援の子どものサポートをしてもらうこともあるが、八王子市で一番学生を集められるのは多摩都市モノレール沿線や、教員の養成している大学のエリアになってしまいます。

【磯崎委員】教員志望の学生だけでなく、スポーツ等様々なジャンルで関わりたい学生もいると思います。

【高橋（洋）部会長】そういった方々にぜひお願いできればとは思いますが。

【栗本委員】PTAの方々が大変だというお話がありましたが、学校コーディネーターの方が地域に協力を募れば、少しは負担軽減につながるのではないのでしょうか。

【立石委員】 試行錯誤で難しいようです。コーディネーターは地域と学校をつなぐ役割を持っていますが、その調整がうまくいっているところと、そうでないところがあるようです。この部分がうまくいけば、とてもありがたいと思います。

【高橋（哲）委員】 放課後子ども教室の話が中心になっていますが、この部会では学童保育所のことを審議しているわけです。放課後の子どもの居場所の選択肢が広がるという意味で、放課後子ども教室は充実発展してほしいですが、問題点もあるということを理解した上で、学童保育所の話をしていただければいいと思います。学童保育所と放課後子ども教室を同一視してはいけないと思います。放課後子ども教室の問題点は理解した上で、違いを認識して、学童保育所の必要性を理解して審議してほしいと思います。

【井上委員】 将来的には別の審議会で、子どもの居場所・遊び場の問題としてこういった議論が出てくると思います。学童保育所との絡みで言うと、学童保育所の必要性については、個々の条件に応じて考えていく必要があると思います。しかし、放課後子ども教室が4時までということであれば、4時以降の子どもの安心安全は学童保育に、ということによりしかと思います。

【高橋（哲）委員】 放課後子ども教室は基本的に無料なので、家庭の経済状況を考慮すると、学童保育から放課後子ども教室に流れる可能性はあります。しかし、それがあり得ると理解した上で論議すればいいと思います。当然住み分けは必要なので、放課後子ども教室はぜひ進めていただきたいです。ただし、このニーズ調査は放課後子ども教室が全校で実施されている中で調査したものではないので、その部分は認識しないといけません。

【井上委員】 もう一度クロス集計をするといいかもしれません。また、ここで結果が出た16%というひとり親の割合は非常に高いと思いますので、今後配慮すべき事項として、経済的な側面も出てくると思います。

【高橋（洋）部会長】 放課後子ども教室の実態はある程度理解していただいたと思います。ニーズ調査の結果について他に質問等ありますか。

【山口委員】 4年生以降の利用希望ということで、男女の比率はありますか。

【新堀児童青少年課長】 後日クロス集計します。

【高橋（哲）委員】 すでに高学年の受け入れを実施している自治体の実態を見ると、受け入れを希望していても、実際には登録をしない人が多い傾向があるようです。今後6年生まで受け入れるとなった中で、高学年がどの程度入所するか見通して計画を作らなければなりません。ここで結果が出た4年生以降の利用希望が58%という数字はどの様に認識し

ていますか。

【事務局】3年生の利用者のうちの58%ですので、親のニーズとしては16%のニーズがあると捉えています。今後、学童保育所の利用児童の親だけでなく、無作為抽出をした児童本人に対してニーズ調査を行う中で学童保育を6年生まで希望するか聞きますので、その集計結果も勘案し、意見を賜り計画に反映していきます。

【高橋（哲）委員】この数字の捉え方は重要な部分です。先行自治体のデータを含め、調査結果と実態、将来予測等を勘案して、課題解決のための今後の計画をお示しいただけると期待しています。

【事務局】事業計画としては、数値目標を出しますので、その際にご説明します。

（2）議事③ 小学校6年生までの受け入れについて

【高橋（洋）部会長】小学校6年生までの受け入れについて、事務局よりお願いします。

【事務局】別添議事資料の（3）③小学校6年生までの受け入れについて、別紙2をご覧ください。

12月11日に、国の社会保障審議会児童部会の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」から報告書（案）が示されました。その抜粋をご覧ください。

その中で、学童保育所の対象年齢の明確化について3つの考え方が示されました。

『児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意することが必要である。』次に、『また、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生まで受け入れを義務化したものではないと整理されている。』最後に、『ただし、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することとされており、これらのことにより、必要な者が支援を受けられるよう、市町村において整備を進めていくことが必要である。』とあります。今後、これらの整理をもとに、厚生省令が示されることと考えております。その上で、前回の事業部会で事務局が報告いたしました、「4年生から6年生までの受け入れについて」整理をさせていただきます。

議事資料の（2）議事③の1、待機児発生の見込みについて、別紙3をご覧ください。

前回は、約 6,100 名の定員の中で、在籍は約 5,100 名と約 1,000 名程度余地がある中で、98 名の待機児が年度当初発生した現状をご覧いただき、6 年生までの受け入れるとなると、現行の入所基準と応益負担のままでは、多くの待機児が発生する可能性があることをお伝えしました。別紙 3 は推計です。国の報告（案）では児童一人当りの保育面積 1.65 m²を確保している学童保育所が 75%にのぼることから、それを基本とすると書かれておりますが、その基準を適合すると、1,018 名の待機児が発生する推計となっております。児童一人当りの保育面積 1.65 m²を満たしていない残り 25%に、都下、区部の自治体のほとんどが含まれており、それぞれの自治体がそれぞれの自治体に合った対応策を求められております。

次に議事資料の（2）③の 2、児童の在籍率と原因です。前回の部会でご説明した通り、現状で 1 年生から 3 年生までの児童の 37%が学童保育所を利用しておりますが、3 年生の夏休み以降、退所児童が増え、27%まで下がる現状があります。これは、交友関係の拡大と習い事、留守番が可能な育ちが理由となっております。

（2）③の 3 に移ります。4 年生以降も学童保育所に入所する必要性がある児童ですが、大きく 2 つ、経済的な困窮度の高い家庭「スポーツクラブや塾など習い事にいけない子ども」と、発達障害などハンディキャップを抱えている子ども、または学校や家庭等で問題行動が目立つ子どもとなります。

（2）④の 4、6 年生までの受入れの条件について、別紙 4 をご覧ください。社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」の報告書（案）の 3、その他の論点②で優先利用について、次のように記しております。

『市町村は、放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れられるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用的な考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のような対象者が考えられる。が、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。』として、『・ひとり親家庭の児童、・生活保護世帯の児童、・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童、・虐待や DV のおそれがある場合など、社会的な養護が必要な児童、・障害を有する児童。』とあります。

前回の事業部会で問題点の抽出を行った、指導員の配置基準の見直しや入所基準などソフト面での充実、施設の整備などハード面での充実と応益負担の見直しが必要となります

が、そこで今後事業部会で審議をいただく上で、4年生から6年生までの受入れ条件について、ご確認させていただきたいと思います。議事資料（2）③の5にあるように、「4年生から6年生までの児童について受け入れる」ことと、受け入れについては、「児童の自立を促進する上で、配慮が必要な児童の受け入れ」の観点から審議をいただくことについて、ご確認をお願いします。

一旦、議事資料の（2）③の5までの説明を終わります。

【高橋（洋） 部会長】 確認事項は、「4年生から6年生までの児童の受け入れる」こと、またそれについては「児童の自立を促進する上で、配慮が必要な児童の受け入れ」の観点についてということです。何か意見等ありますか。

【高橋（哲） 委員】 6年生までの受け入れを実施するかどうか判断するのが1つ。また、その場合に全てを受け入れるわけではなく、先ほどの観点を踏まえて受け入れることとするかどうか判断するのが1つ。このような整理でよいでしょうか。

【高橋（洋） 部会長】 はい。審議内容としてこの2点でよいかということです。

【井上委員】 八王子市では原則6年生まで受け入れる方向で検討を進めるということだと思います。諸条件は保育基準その他の中で議論すればいいと思います。

【高橋（洋） 部会長】 それでは、この方向で今後審議するというので、事務局から頂いた2点について確認しました。次に、検討する項目について事務局よりお願いします。

【事務局】 それでは議事資料（2）議事③の6、検討する項目について説明します。別紙5をご覧ください。今後検討いただく項目についての案ですが、表にある通り、「学童保育所の入所基準について」、「学童保育所の利用料について」、「職員の資格・員数について」、「保育室、その他の施設について」、運営に関しては、「定員」、「時間」、「一般原則関係」、「安全関係」、「保健関係」、「秘密保持等」、「関係機関、保護者との連携」、「評価等」、「保育内容」、「その他」について、対象については、「対象児童」について、市の独自性では「八王子市が独自に定める項目」について、現状の問題点についてご報告させていただき、意見をいただきたいと思います。

【高橋（洋） 部会長】 検討項目についてご意見等ありますか。

【高橋（哲） 委員】 配置基準まで踏み込むのですか。

【新堀児童青少年課長】 「職員の員数」というところでご意見をいただきます。

【事務局】 国の審議会の項目に八王子市独自の項目を付け足しているもので、必要な項目はおおよそ網羅されています。

【高橋（洋） 部会長】 それでは、この項目で今後審議していくこととします。

（２）議事④ 入所基準について

【高橋（洋） 部会長】 入所基準について事務局よりお願いします。

【事務局】 それでは、次第（２）④、学童保育所の入所基準について、事務局より説明いたします。議事資料の（２）④の 1、就労要件における指数判定について、現行の問題点です。

別紙 6 をご覧ください。まず、保育所の現行の入所選考基準についてご説明いたします。左端の列に A から G までの項目があります。上から居宅外労働、自営・内職、出産等、病気・心身障害者、介護、災害、市長による特例という類型に分かれています。そして、就労の場合には、月の日数と一日の就労時間によって、指数、いわゆるポイントの階層化が図られております。就労に関しては、月の勤務日数と勤務時間が多ければ、ポイントも高くなります。一方出産や病気、障害、介護ではその度合いに応じてポイント化されていきます。10 ページをご覧ください。こちらは指数の調整表で、ひとり親家庭等については、2 ポイント加算、生活保護家庭は 1 ポイント加算といったような調整ポイントの表です。次に 11 ページですが、こちらは同一指数の場合、どちらが優先されるかの表です。以上が保育所の入所選考基準です。

12 ページをご覧ください。こちらが学童保育所の入所基準です。左端の列が種別ですが、種別は 6 つあり、不存在、疾病など、就労、看護、求職、その他に分かれています。疾病等には疾病と心身障害が、就労には居宅内と居宅外が分かれており、看護には介護要件も含まれています。それぞれ状況に応じてポイントに反映される仕組みは保育所と同じですが、保育所ほど階層が細かく分かれていないのが特徴です。

次に、加算の要件が※印の部分です。1 年生は 1 点加算、母子父子家庭の場合には 1 点加算しております。また、児童福祉施設等学童を監護できる施設に入所している場合は、入所承認数に余裕がある時に限り入所を承認しており、児童養護施設の入所児童等がこの場合に当たります。更に、父母がいない場合でも、現に児童の監護をする者を保護者とみなしております。父母の兄弟や祖父母がこの場合に当たります。

次に、同点の場合の優先順位ですが、優先順位としては、学童の監護ができる祖父母がいない者、次に低学年順、次に要件の種別、次に午後 1 時以降の就労時間の長短、次に日数の長短、帰宅時間が遅い順、最後に総労働時間の多い順となっております。また、優先順

位 3 の要件の種別ですが、両親不存在、療養要件の順に優先とし、就労・看護に関しては次以降の順位で決めるとしています。

以上が現行の市立学童保育所の入所基準ですが、前回の事業部会でも触れた、就労要件における指数判定について、現行の問題点を報告します。

就労要件における入所基準の最低基準についてです。12 ページにある通り、現行の就労要件の最低基準は、一日 4 時間の就労が月 12 日となっています。ただし、昼休みの一時間を挟んで就労証明を提出いただくことが可能なため、実情は一日 3 時間の実働で、週 2～3 日のパート就労の方が、学童保育所に児童を週 5 日ないし 6 日預けている実態があります。また、学校の授業時間である午前中に 4 時間働き、午後保護者が帰宅している場合も同様です。入所基準についてご理解いただいた上で、このような現状を勘案してご意見をいただければと思います。

ここで一旦、ご説明を終わります。

【高橋（洋）部会長】ご質問等ありますか。

【井上委員】学童保育については市長特例がないようなのですが。

【事務局】入所基準表 6 番に「その他」として「前各号に掲げられるものの他明らかに児童の監護が出来ない場合」という項目が設けられていますが、指数が 1 ポイントですので、待機児童が発生している場合入所できない現状があります。

【井上委員】社会的養護が必要な子どもたちをカバーできる基準を検討する方向で考えていただきたいと思います。また、午前中に 4 時間働いている親の事例を挙げられましたが、学校は 365 日開校していないので、夏休み等の長期休業中含めて保育要件をどう見るかという観点もあり、一律に線引きしてしまうと入所から漏れてしまう子どもが出てきてしまいます。待機児が発生している現状もあり難しい点ですが、働き方が多様化しているので、その辺りも踏まえて基準を検討してほしいと思います。また、障害手帳の有無で点数化していますが、いわゆる扱いの困る子どもの場合、学校と連携してどう判断するか考えないと難しいかと思います。

【高橋（洋）部会長】軽度発達障害の子どもは、平均 5.5% くらいいるという統計が出ているので、そういった子どもの親は学童保育の必要性を感じていると思います。何らかの形で考慮して基準を作っていただけるとありがたいと思います。

他によろしいですか。それでは引き続き事務局より説明をお願いします。

【事務局】議事資料（2）④の 2、学年延長時の指数判定についてです。先ほどご確認いた

だいた、4年生から6年生までの児童の受け入れについては、経済的困窮家庭や、発達障害・問題的な行動が見られる配慮が必要な児童について、児童の自立を促進する観点から受け入れるとしましたので、入所基準に取り込みたいと考えます。こちらに関しても、各委員からご意見をいただければと思っておりましたが、ちょうど先ほどいただいたところです。

【高橋（洋） 部会長】 自立支援を含めて考えていくということですが、再度ご意見ありますか。ないようですので、この方向で検討を進めることとします。

（3）その他

【高橋（洋） 部会長】 その他について事務局よりお願いします。

【事務局】 A4 一枚でお配りした「学童保育所あり方検討委員会設置要綱」をご覧ください。こちらは第 1 条の「設置」にある通り、学童保育所あり方検討委員会は、学童保育所の今後のあり方について、市民ニーズに対し今後どのような方法で応えていくことが適正か検討を行い、実施に結びつけることを目的に、質の高い学童保育事業を展開すべく設置した委員会です。

委員会は 2 つのグループから構成されており、第 3 条の通り、八王子市立学童保育所を管理運営する 13 の指定管理者から推薦された学童保育所指導員の第一グループと、所管課の課長・主査で構成する第二グループがあります。

こちらのあり方検討委員会が現在機能していますので、そちらで出た意見の取扱いについて、ご意見をいただきたいと思います。

【高橋（洋） 部会長】 あり方検討委員会の意見はこちらの部会に反映させる必要があると思います。しかし、限られた時間の中で、委員会の委員の方に毎回部会に出席いただき意見をいただくことは難しいので、私からの提案を申し上げます。事務局で、あり方検討委員会の意見を吸い上げてこちらの部会に報告してもらい、逆もしかりということで、事務局が間に入って両会議の関連性を持たせるということによろしいでしょうか。

【井上委員】 あり方検討委員会で出た意見を事務局からお示しいただけるということによろしいですか。

【事務局】 はい。

【高橋（洋） 部会長】 それでは提案通りの形で今後の取扱いをお願いします。その他事務局よりご説明等ありますか。

【新堀児童青少年課長】 次回の事業部会の開催は 2 月を予定していますが、1 月に開催予定

の本審議会の中でお時間を頂き、皆様にご確認、審議を頂く場面もあるかと思しますので、
よろしくお願ひします。

【高橋（洋）部会長】 それでは本日の第 2 回事業部会は終了とします。ありがとうございました。